

第九管区海上保安本部公示第31号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

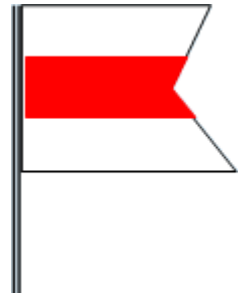
令和5年6月2日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

七尾港第2区の水路測量

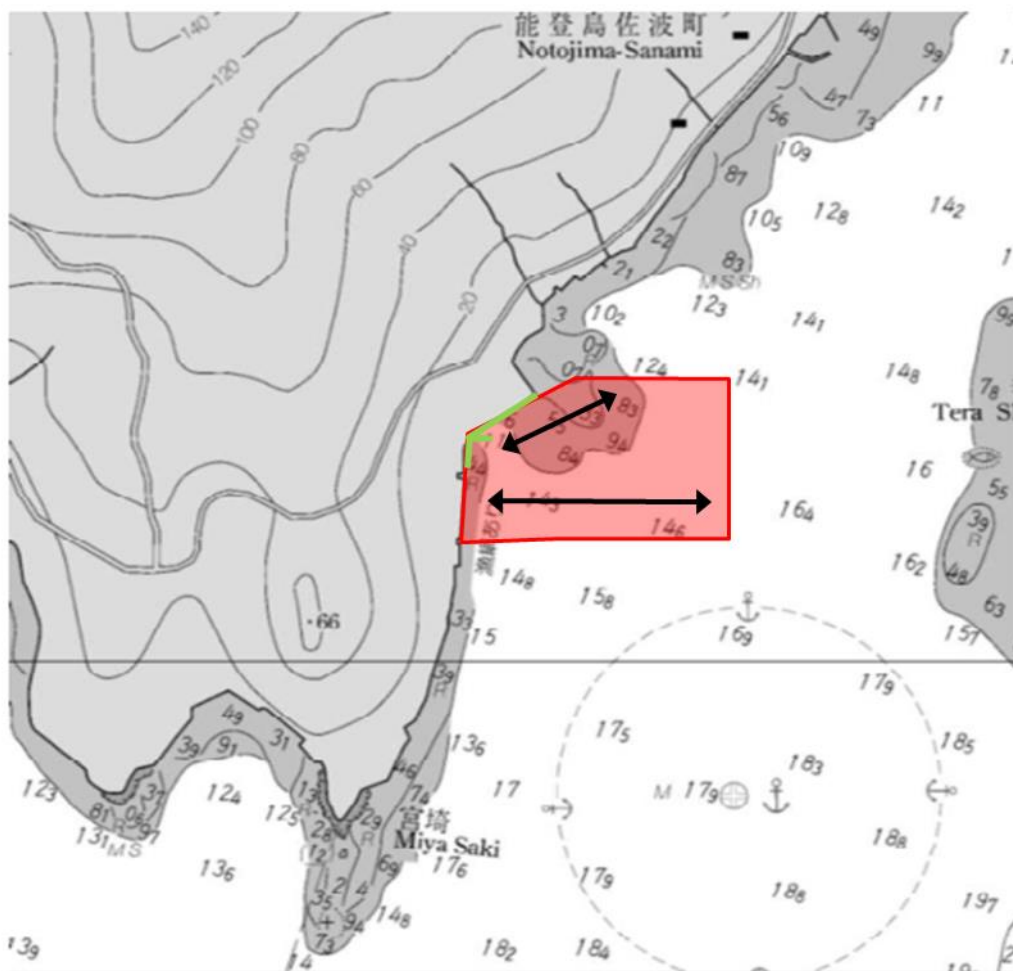
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 第九管区海上保安本部
住 所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 七尾港第2区（付図に示すとおり）
期 間 令和5年6月12日から7月21日までのうち5日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深及び岸線測量を行う
- 4 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



調査区域図

七尾港第2区水路測量

海図 W158 (七尾港) (1/20,000)



■ : 調査区域
— : 岸線測量区域
(黑色矢印は測線方向を示す)